

平成21年度第2回国立大学法人静岡大学長選考会議議事録

日時 平成21年6月26日(金) 12:15~14:30
場所 静岡大学事務局応接室
出席 石村、伊藤、北原、杉田、石井、伊東、村井各委員
欠席 柳澤委員
陪席 西村事務局長

議事に先立ち、議長から、浅利委員の後任として教育研究評議会から選出された村井委員(理学部長)の紹介があった。

I 議事録の承認

議長から、平成21年度第1回国立大学法人静岡大学長選考会議(平成21.5.29)議事録(案)について提案があり、審議の結果、これを承認した。

II 審議事項

1 学長選考規則の一部改正について

議長から、前回第1回選考会議(審議事項3)において継続審議とした学長選考規則第4条第1項の改正について、被推薦者が5人以下であった場合の学長適任候補者の選定を明確にするため、資料1により改めて提案があり、審議の結果、これを承認した。

なお、審議の過程で、委員から、改正案では選考会議の権限が増すこととなるのではとの意見があったが、現行の第4条第1項の最終改正は平成20年3月26日であり、その際の改正前文言は「選考会議は、前条に規定する被推薦者のうちから3人以上5人以下の学長適任者を選定し、学内の意向投票に付する。」となっており、従前から5人以下の場合であっても選定することとなっていたことを確認した。

2 学長選考日程について

議長から、学長選考の日程について、前回(平成18年度)の学長選考手続きを再確認したところ、前回第1回選考会議資料5の日程(案)に欠落事項が見つかり、これを追加するとともに、次のとおり日程を一部変更の上、資料2により提案があり、審議の結果、これを承認した。

(1) 第1回意向投票管理委員会の開催日を9月17日から9月11日に変更

変更理由: 9月17日の第1回意向投票管理委員会で意向投票管理委員会設置の公示案を審議し、その同日に公示することとなっていたが、この場合公示手続きの作業期間がなく不可能であるため、第1回意向投票管理委員会の開催日を変更して対応しようとするものである。

(2) 第3回学長選考会議の開催日を11月6日から10月30日に変更

変更理由: 11月6日(金)の第3回学長選考会議で学長適任候補者及び抱負

等発表会の公示案を審議し、11月9日(月)に公示することとなっていたが、この場合公示手続きの作業期間がなく不可能であるため、第3回学長選考会議の開催日を変更して対応しようとするものである。

(3) 学長適任候補者調書の閲覧開始を11月16日から11月18日に変更

変更理由：11月9日の第2回意向投票管理委員会で学長適任候補者調書を作成するが、閲覧開始までの作業期間を確保するため、学長適任候補者調書の閲覧開始日を変更し対応しようとするものである。

3 学長適任候補者推薦依頼の公示案について

議長から、学長適任候補者推薦依頼の公示案について、前回第1回選考会議の審議結果に次の事項を反映し資料3により改めて提案があり、審議の結果、これを承認した。

- (1) 2の(2)の推薦人の記述は、学長選考規則第3条の表現に整理した。
- (2) 2の(3)の推薦方法の記述は、推薦調書の用紙を各推薦者が本学ホームページからダウンロードし使用する方法に変更した。
- (3) 公示文書は、PDFファイルに変換しメールに添付して送信するため、議長の公印は白黒の印影印刷とした。

4 学長選考に関する公示文書の公示方法について

議長から、公示文書の公示方法(①学内掲示、②ホームページ掲載、③教職員へのメール配信)及び学内掲示方法(①公印は白黒の印影印刷、②公示文書の規格(A3)、③掲示場所、④掲示期間等)について資料4により提案があり、審議の結果、これを承認した。

5 学長適任候補者推薦調書、同記入要領について

議長から、学長適任候補者推薦調書、同記入要領について資料5により提案があり、審議の結果、次のとおり修正の上、承認した。

(1) 「推薦理由」欄について

- ① 現在の(1)から(5)の項目に「(6) その他特筆すべきことについて」の項目を加え、各項目ごとの文字数の制限は課さず、全体で1ページ半以内(10ポイント)で記入する。
- ② 各項目の書き出しには、該当する項目の番号((1)～(6))を記入する。

(2) 「推薦者」欄について

- ① 「推薦者」を「推薦人」に改める。
- ② 教職員等の10人を含め15人までを記入し、そのすべてを公示することとする。
- ③ 「所属」を「所属(職名)」に改め、「職名」欄を削る。

(3) 記入要領について

- ① 1の記述を上記(1)の①及び②に沿って改める。
- ② 2の(5)、(7)、(8)、(9)欄の件数の制限を削る。

- ③ 2の(1)から(9)までの事項は、全体で2ページ以内(10ポイント)で記入する。
- ④ 2の(10)の記入項目に「(6) その他特筆すべきことについて」の項目を加える。
- (4) 学長適任候補者(被推薦者)への連絡事項について
1の「30分」を「20分」に改める。
- (5) 推薦代表者への連絡事項について
4の発表に使用するソフトは、パワーポイントに統一の上、期限を定めてUSBにより提出願うこととする。また、パワーポイントに必要となる機器は事務局で調達するが、その他の機器(例えばOHP)を使用する場合は、推薦人代表者に手配願うことを明記する。
- 6 意向投票管理委員会設置の公示案について
議長から、意向投票管理委員会設置の公示案について、資料6により提案があり、審議の結果、公示日及び印影印刷の取扱い等を確認の上、これを承認した。
- 7 抱負等発表会の実施方法について
議長から、抱負等発表会の実施方法について審議願いたい旨発言があり、審議の結果、基本的に資料7に整理された前回(平成18年度)の実施方法によることとし、発表に使用するソフト等の取扱いについては5の(5)での承認事項を確認した。
また、学長適任候補者及び抱負等発表会の公示文書への学長適任候補者の記載順序並びに抱負等発表会の発表順序は、五十音順とすることとした。
なお、その他意見がある場合は、抱負等発表会実施に関する公示案の決定を次回第3回選考会議で予定しているため、それまでに事務局へ提出することとした。
- 8 面接の実施方法について
議長から、資料8により、面接の実施方法について審議願いたい旨発言があり、審議の結果、面接内容は、ミッションステートメントを再確認するものとし、事務的に実施要項を作成することとした。
なお、その他意見がある場合は、事務局へ提出することとした。
- 9 教職員組合から学長選考会議への要請(「私たちは、学内意向投票の結果を尊重した学長選考を求め」)
議長から、資料9により、教職員組合から意向投票結果を尊重して学長候補者の選考が行われるよう、学長選考規則を改正するよう本選考会議に要請があったので審議願いたい旨発言があり、審議の結果、次のとおり取り扱うこととした。
本選考会議は、平成20年2月22日に「学長選考会議規則等の改正に係るパブリックコメントの募集について」をホームページで募集し、これに対し今回の要請と同様の意見が寄せられ、平成20年3月31日に「学長選考会議規則等の改正並びに改正に係るパブリックコメント及び学長選考会議の回答について(通知)」の別紙2と

して回答し、この通知も現在もホームページに掲載中である。したがって、教職員組合には、同回答通知を確認するよう回答する。

Ⅲ その他

- 1 次回の学長選考会議を10月30日（金）に開催することとした。

以上